

令和4年6月22日

各委員 宛て

酒田市公文書等管理委員会
委員長 田中愛久

酒田市公文書等管理委員会の書面開催について

梅雨の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、急ではありますがこの度、酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正をさせていただくこととなりました。本来であれば委員会を招集し、委員の皆様からご協議いただくところですが、協議案件が当該内容の1件のみであることから、委員会を招集せず、書面をもって会議に代えさせていただければと存じます。

つきましては、下記のとおりご返答くださいますようお願い申し上げます。

記

1 協議事項について

皆様からご意見があれば、当委員会の意見として市へ答申します。

【参考】酒田市公文書等の管理に関する条例第35条第2項第1号

2 市長は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

(1) この条例に基づく規則及び第27条に規定する定め of 制定又は改廃の立案をしようとするとき。

(1) 「紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録に変換し、光ディスクに複写する方法」の規定の追加に係る酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について

※ 本案件の詳細については、別添ファイル「CD-R 制度化_公文書等管理委員会資料」をご確認ください。

2 書面による会議開催の諾否及び協議事項にかかる意見について

別添ファイル「意見書」により、メール送信にてご回答ください。

※ ご意見の有無に限らず、必ずご返送ください。

3 提出期限

令和4年7月1日（金）

4 頂いたご意見と市の回答

3の提出期限後、集約して文書（メール送信）でお知らせいたします。

担当：酒田市総務部総務課 荒木 英義

TEL：0234 - 26 - 5700 / FAX：0234 - 26 - 3688

E-Mail：somu@city.sakata.lg.jp